



平成27年度

「健康診査家族調査票」について

毎年1月に「健康診査家族調査票」で検診の希望調査を実施して

いましたが、今年から実施せず、検診対象者には4月下旬に受診券等を送付します。詳しい内容については、受診券と一緒に送付しますので、よくお読みになりご受診ください。

検診の内容

- ①胃がんリスク検診 40歳以上
- ②大腸がん検診 40歳以上
- ③肺がん検診 40歳以上
- ④子宮頸がん検診 20歳以上の女性
- ⑤乳がん検診 40歳以上の女性
- ⑥骨粗鬆症検診 40歳以上の女性

問合せ

保健センター
☎76-2855

公民館からのお知らせ

平成27年度公民館使用団体登録の手続きをお願いします

今年度に引き続き、また新たに公民館の定期利用をご希望の団体

野焼き(野外焼却)

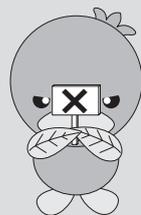
はやめましょう!

— 法律で禁止されています!! —

ごみや木の枝を野外で燃やすことは、原則として法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)で禁止されています。

一般家庭で野焼きを行うと、近隣のかたが洗濯物を干せない、子どもを外で遊ばせられない等、迷惑をかける場合があります。

ごみや木の枝等は、燃えるごみとして町認定の燃えるごみ袋に入れ、指定日にごみ収集所へ出すようにしてください。



問合せ=建設環境課 生活環境担当
☎76-5134

のかたは、平成27年度公民館使用団体登録の手続きが必要です。今年度登録のあった団体の代表者のかたには「公民館使用申請書」を郵送しておりますが、その他必要なかたは、コミュニケーションセンター窓口まで取りに来てください。

提出期限は1月21日(水)です。

提出いただいた申請書をもとに団体登録番号を交付しますので、忘れずに提出をお願いします。

また、定期利用以外で、公民館を利用される団体のかたは、その都度申請手続きをお願いします。

なお、3月に公民館使用説明会を実施しますので、必ず参加してください。

問合せ=生涯学習課 公民館担当
☎76-3431

農林商工課からのお知らせ

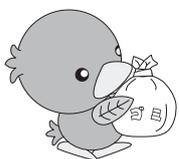
【住宅改修資金補助金制度】について

美里町では地域経済の活性化および居住環境の向上を図るため、住宅改修の補助制度を実施しています。この制度の利用は1世帯につき1回限りです。

本年度は9月16日の地震により

※今月の「お知らせ版」は

4ページあります



次回のごみ収集日は...

大字名	可燃	不燃	資源ごみ
根木・関・阿那志・小茂田・下児玉	月・木	1月22日(木)	1月15日(木)
北十条・南十条・沼上・広木		2月12日(木)	2月5日(木)
駒衣・木部・古郡・甘粕・中里	火・金	1月23日(金)	1月16日(金)
猪俣・白石・円良田		2月13日(金)	2月6日(金)

※有害ごみ(乾電池・蛍光管・体温計)は役場、中央公民館で収集しています。
※使用済小型電子機器(25cm×15cm以内)は、役場で収集しています。

住宅改修資金補助金制度を受けるかたが増えています。町ではこの災害も含め、この制度にて対応しています。

この住宅改修資金補助金は、町内居住者が所有する住宅(倉庫等は除く)の改修工事に対する補助金制度で、今年の雪害(2月14日)や地震被害(9月16日)に対する住宅の改修工事にも特例として対応します。

補助金額 改修する工事に要した費用(消費税は除く)のうち、30%に相当する額(千円未満切り捨て。10万円を限度)

要件

- ① 町内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた
- ② 工事金額が10万円以上(消費税を除く)であること
- ③ 自己が所有する住宅(倉庫等は除く)であること
- ④ 町税等に未納がないこと
- ⑤ 改修工事を町内の業者で行うこと

※通常の住宅改修資金制度の要件は、①～⑤

※雪害及び地震被害による住宅改

修資金制度の要件は、①～③

対象となる改修工事 住宅の改修

工事(浴室、台所、トイレ等の住宅内部の改修工事や屋根、雨どい等の住宅外部の改修工事)申請について

■通常の住宅改修資金制度を受ける場合は、住宅改修の着工前に必ず申請が必要となります。(リフォーム等)

■雪害や地震被害による住宅改修資金制度を受ける場合は、災害により緊急に改修が必要となるため、住宅改修の施工後の申請となります。

■右記制度ごとに申請用紙および添付書類等が異なりますので、申請前に確認をとられるか、左記問い合わせ先までご連絡ください。

問合せ 農林商工課 企業誘致・商工観光担当 ☎ 76-5133

催し

大学通信教育 合同入学説明会

(公財)私立大学通信教育協会では、春季学生募集ならびに合同入学説明会を開催します。

日時 2月14日(土) 正午～午後5時

場所 大宮ソニックシティ地下一

階 第一展示場

参加校 39校(大学・大学院・短大) 対象 一般および高校生

問合せ (公財)私立大学通信教育協会 ☎ 03-3818-3870 (<http://www.uce.or.jp>)

法務局からのお知らせ

登記相談の予約 サービスについて

さいたま地方法務局では、本年1月5日(月)から、登記に関する相談について、予約サービスを開始しました。

不動産登記(相続登記や住宅ローン完済による抵当権抹消登記等)および商業・法人登記(会社設立・役員変更登記等)の申請手続に関する相談をされるお客様は、事前に電話により予約していただきますようお願いいたします。

予約いただいたお客様には、お待ちいただくことなく相談をお受けいただけます。皆様のご協力をお願いします。



予約・問合せ さいたま地方法務局本庄出張所 ☎ 22-3264

さいたま地方法務局法人登記部

門 ☎ 048-851-1040

埼玉司法書士会事務局

出張無料法律相談会

日時 2月15日(日)

午後1時30分～4時30分

場所 キララ上柴(アリオ深谷3階) 深谷市男女共同参画推進センター ハナミズキB

相談方法 面談相談(要予約)

予約 2月6日(金)午後4時までに、総合相談センター(☎048-838-7472)へ電話

相談内容 相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産の名義変更など

問合せ 埼玉司法書士会事務局

☎ 048-863-7861

埼玉司法書士会事務局

賃貸トラブル 無料電話相談

日時 毎月第1・第3水曜日 午後6時～8時

相談電話 ☎ 048-838-1889

相談事例 敷金返還、原状回復、家賃の滞納等

問合せ 埼玉司法書士会事務局

☎ 048-863-7861



政府統計

未来の農林業を育てる統計調査が始まります。

農林水産省

詳細は裏面をご覧ください

調査対象の候補となる方に1月16日から1月31日までに調査員が伺います。
農林業経営体調査は、農家や林家、会社や集落営農など、農林業を営んでいる全国の様々な経営体が対象です。

埼玉県美里町

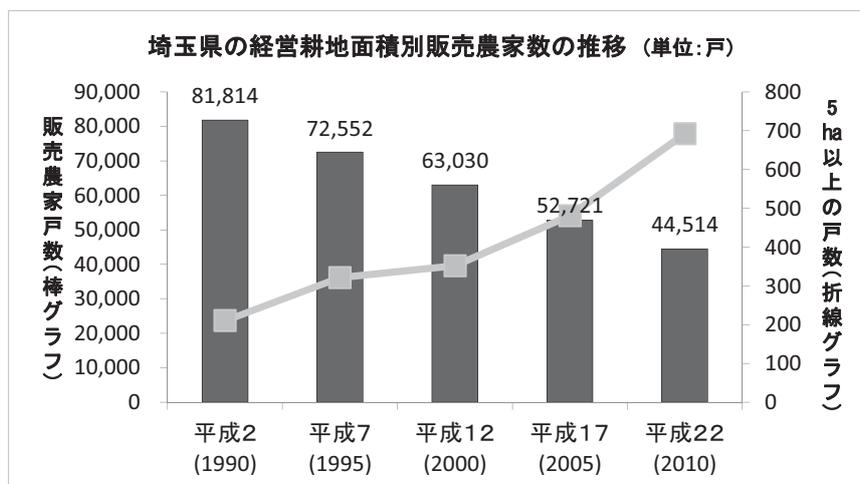
農林業センサスは、農林業・農山村の「イマ」を明らかにして、「未来」を導く、あなたと地域のための「統計調査」です。

農林業センサスは農林業・農山村の動向を都道府県、市区町村、さらに詳細に、あなたが暮らす地域ごとに明らかにして、若者たちが希望を持てるように「チャレンジする農林業経営者」を後押しする施策や「美しく活力ある農山村」を創り、次世代に継承する施策の企画・立案に活用されます。



■過去の農林業センサスの結果から、例えば、規模の拡大が着実に進展していることがわかります。

販売農家が減少する中（平成22年で44,514戸）、5 ha以上の耕地を経営する割合は増加し、着実に規模の拡大が図られている状況が見えます。



農林業センサスの詳細な結果は農林水産省のホームページをご覧ください！

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/index.html>

●あなたの個人情報等は法律で守られています。

農林業センサスは統計法に基づく基幹統計調査です。調査内容は統計の作成や各種統計調査の名簿作成など、定められた目的以外に使うことを法律で禁じているので調査の結果が税金の徴収などに使われることは一切ありません。また、調査員には守秘義務があり、調査で知り得た情報が他人に漏れることもありません。



重度心身障害者医療費支給制度の改正のお知らせ

この制度は、身体障害者手帳1〜3級のかた、療育手帳A、Bのかた、または65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたかたが、手続きをすることで保険診療医療費の自己負担分が支給される制度です。今年から次のように改正されますのでお知らせします。

平成27年1月1日からの改正

○精神障害者保健福祉手帳1級のかたが新たに対象となります

今まで対象になっていなかった精神障害者保健福祉手帳1級を所持しているかたも、この制度で医療費の支給を受けられます。ただし、精神科への入院にかかる医療費は対象外です。

○65歳以上で新規手帳取得されたかたは対象なりません

今まで受給していたかたを除き、65歳以上になって、新規に手帳を取得したかたは、この制度の対象外です。

平成27年4月1日からの改正

○病院等の窓口での支払い方法が変わります

今までは自己負担分を後日指定口座に振込していましたが、手続きを簡略化し、児玉郡市内の医療機関での窓口払いが不要となります。ただし、一カ月分の自己負担額が2万1千円を超える場合や児玉郡市外の医療機関を受診した場合は、従前のおりです。

○入院時食費の支給がなくなります(子どもを除く)

病院に入院したときの食事療養標準負担額等の自己負担分(入院時食費)の支給はなくなります。ただし、中学校卒業(15歳になった後の3月31日)までの子どもの場合、支給を受けられます。

申込み・問合せ
住民福祉課 ☎76-5132

不要農薬・空き容器の処理に困ったら...

J A埼玉ひびきでは、次のとおり不要となった農薬等の処理を、一括して廃棄物処理業者に依頼しています。処理に困っている農薬や空き容器等がありましたら、ご相談ください。

■処理単価

項目	1kg単価
一般農薬 (粉剤・粒剤・水和剤・乳剤)	200円
一般農薬 (石灰硫黄合剤・燻煙剤類等)	200円
特殊農薬A分類 (クロールピクリン等)	1,700円
特殊農薬B分類 (水銀剤等)	※5,000円
農薬空容器 (ポリ・ガラス瓶)	600円

■回収日時・場所

日時＝2月6日(金) 午前9時～正午
場所＝美里野菜集出荷所(古郡496-1)

■その他

事前に申し込みが必要です。
また、不明農薬については、別途費用がかかる場合や回収できない場合があります。
下記までお問い合わせください。

※特殊農薬B分類は、一品目1kg未満の場合は一律5,000円の処分料となります。

申込み・問合せ＝J A埼玉ひびきの
美里営農経済センター ☎76-0210

各種無料相談

会場は保健センター ☎76-2855

育児学級 ～どれみ広場～

日時＝2月2日(月) 午前9時45分～10時受付
 対象＝3歳までの子どもと保護者(未就園児も可)
 内容＝リトミック(音楽遊び)

育児相談

日時＝2月2日(月) 午後1時30分～3時
 2月17日(火) 午前10時～11時30分

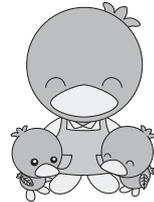
持ち物＝母子健康手帳

すこやか広場

お子さんと一緒に遊びながら、楽しい時間を過ごしてみませんか？ お気軽にお出かけください。

日時＝2月2日(月) 午後1時30分～3時
 2月17日(火) 午前10時～11時30分

内容＝保健センター「多目的室」自由開放



乳児健診

日時＝2月25日(水) 午後0時45分～1時15分受付

対象児＝平成26年2月、4月、7月、10月生まれ

内容＝身体測定、内科診察、育児相談など

持ち物＝質問票(記入したもの)、母子健康手帳、バスタオル(おくるみ)

5歳児歯科健診

日時＝2月13日(金) 午後0時45分～1時15分受付

対象児＝平成21年11月1日～平成22年2月28日生まれ

内容＝身体測定、内科診察、歯科診察、フッ素塗布、ブラッシング指導、育児相談など

持ち物＝質問票(記入したもの)、母子健康手帳、自宅で使用している歯ブラシ

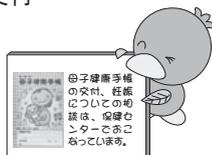
1歳6ヶ月児健診

日時＝2月24日(火) 午後0時45分～1時15分受付

対象児＝平成25年5月1日～7月31日生まれ

内容＝身体測定、内科診察、歯科診察、ブラッシング指導、育児相談など

持ち物＝質問票(記入したもの)、母子健康手帳



▶法律相談

と き／2月3日(火)
 午後1時～3時(受付)
 ところ／役場1階・会議室
 内容／弁護士による法律相談
 問合せ／総務課 ☎76-1115

▶消費生活相談

とき・ところ／毎週月・水・木曜日
 本庄市役所
 毎週火・金曜日
 上里町役場
 受付／午前9時30分～正午
 午後1時～3時30分
 問合せ／農林商工課 ☎76-5133

▶心配ごと相談(人権相談)

と き／2月20日(金)
 午前10時～正午
 ところ／役場2階・204、205会議室
 内容／日常生活での悩みごとなど
 問合せ／社会福祉協議会
 ☎76-3601・75-1109

▶さわやか相談(教育相談)

と き／毎週月～金曜日(祝日を除く)
 午前9時～午後4時
 ところ／美里中(さわやか相談室)
 対象／町内在住の学生と保護者
 相談方法／電話・手紙・来室
 電話／☎76-4415(直通)

▶臨床心理士によるこころの相談

と き／1月19日(月)、21日(水)
 22日(木)、26日(月)
 29日(水)
 2月2日(月)、4日(水)
 5日(木)、9日(月)
 12日(木)、13日(金)
 16日(月)、19日(木)
 23日(月)、24日(火)
 26日(木)

※太字は小中学校への巡回相談日(学校訪問)となり、相談に対応できないこともあります。

事前予約／毎週月～金曜日
 午前9時～午後5時

※相談は事前予約が必要です。

内容／子どもや育児、家庭や人間関係などの悩みごと

相談方法／面談、学校・家庭訪問

電話／社会福祉協議会(保健センター内)
 ☎75-1109

▶法律相談(県)

と き／毎月第1、3、4水曜日(祝日を除く)
 午後1時～4時(要予約)
 ところ／熊谷地方庁舎
 内容／弁護士による法律相談
 問合せ／県民相談総合センター
 ☎048-830-7830

次回の延長窓口 (戸籍事務、町の税金、水道料金の納付)



●日曜開庁日 ●窓口業務延長日
 1月25日(日) 2月12日(木)
 午前8時30分～正午 午後7時15分まで延長

◇戸籍事務……住民票(広域交付を除く)の交付・戸籍全部(個人)事項証明書の交付
 印鑑登録、印鑑証明書の交付

※住所異動(転入・転出等)の手続きはできません。

※交付申請の際に不正防止のため本人確認をさせていただきます(免許証等の提示)

◇税金等の納付…個人町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料
 後期高齢者医療保険料、水道料金(納付書持参)の納付